「ECHONETLite・ECHONETReady 商標」使用マニュアル（暫定）

1. このマニュアルの目的と遵守義務

「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」とは、別紙 A 記載の商標をいいます。
「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」は、「ECHONET Lite 規格」に準拠した製品であることを示す商標として、エコーネットコンソーシアムによって選定されました。
メーカにとって「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」は、「ECHONET Lite 規格」に準拠した製品であることを示す商標として活用でき、また、ユーザにとって「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」は、「ECHONET Lite 規格」に準拠した製品を安心して購入する為の目安になります。
このマニュアルは「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の使用方法に統一した基準を設けることにより「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の使用方法に混乱が生じることを防止し、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」に統一イメージを与えると共に、消費者が「ECHONET Lite 規格」に準拠した製品と他の製品とを判別し易くすることを目的としています。
上記目的を達成するため、このマニュアルは、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の使用方法を定めています。「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」は、エコーネットコンソーシアム又はその代行機関より「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の使用を許可された者（以下「使用権者」という）が、規格認証製品並びにその取扱い説明書、販売促進物及び包装物に「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用することができます。「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用する場合は、このマニュアルに従わねばなりません。
「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を付けた商品を出荷する者は、自らこのマニュアルを遵守するだけではなく、その商品の直接の取引先にもこのマニュアルを遵守させなければなりません。

2. 商標の使用態様

別紙Aには、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」に該当する商標の基本的使用態様が記載されており、別紙 B には「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」のその他の使用態様が、別紙 C には基本的使用態様及びその他の使用態様における寸法が記載されています。
使用権者は別紙A又は別紙Bの使用態様に従って「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用できますが、これ以外の使用態様にて「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用することはできません。
使用権者は、相似形を保っている限り、別紙A又は別紙Bに記載されている「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を拡大したり縮小したりして使用できますが、それ以外の形状変更（字体の変更を含む）及び色彩変更を行うことはできません。
但し、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の内、「エコーネット」及び「ECHONET」の文字商標を商品取扱説明書やカタログ、包装物等の文章中で使用する場合は、これらの文字商標の字体をこれらの文字商標が含まれている一連の文章の字体と同じ字体にすることができます。

3. 「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の独立使用

使用権者が「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用する場合は、他の商標、商号（特定の会社名を想起させる略称、記号及び図形を含む）及びその他の標章（以下これらを総称して「その他の商標等」という）から明確に区別できるように独立した状態で使用しなければなりません。

使用権者は、如何なる場合においても、「ECHONETLite 商標及びECHONETReady 商標」が「その他の商標等」の一部を構成したり、使用権者又は第三者の商標であるかのような誤認混同を招くような使い方をしてはなりません。

4. 商標表示

使用権者が「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用する場合は、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」に“TM”記号を付ける必要があります。「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」が登録されている国においては“TM”記号に代え“®”記号を「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」に付けることができます。
「ECHONETLite 商標及びECHONETReady 商標」が登録されているのか否かはエコーネットコンソーシアムのホームページに掲載致します。

5. 製品表面への「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の表示

使用権者が「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用する場合は、「ECHONET Lite 規格」に準拠した製品の外殻構造物の正面位置に、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を表示するよう推奨致します。
「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の大きさは、消費者が明瞭に目視確認できる大きさにする必要があります。但し、製品自体の表面積が小さい等の物理的制約によって、製品の正面に「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を明瞭な目視確認できる大きさで表示できない場合は、製品の外殻構造物の他の面に表示することができます。

6. 取扱説明書や販売促進物への表記

「使用権者」が「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」を使用する場合は、以下に記された定型文を取扱説明書や販売促進物に最低一回は明記しなければなりません。

「ECHONETLite」、「ECHONETReady」はエコーネットコンソーシアムの商標です。

7. 包装物への「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の表示

エコーネットコンソーシアムは、ECHONET Lite 規格に準拠した製品の包装物に ECHONETLite 商標を表示する事を推奨します。
なお、使用権者が技術アピール等の目的で、ECHONET Lite 規格に準拠した製品である旨を包装物に文章表示する場合は、別紙A所掲の商標を一カ所以上に明示しなければなりません。

8. 本マニュアルの変更

エコーネットコンソーシアムの一存によりこのマニュアルを変更する場合があります。使用権者は、エコーネットコンソーシアム又はその代行機関より、マニュアル変更の通知を受けた場合は、かかる通知を受けた日から6ヶ月以内に新しいマニュアルに従わねばなりません。

9. 結び

商標を正しく使用することは、法律上はもちろんビジネス上も重要です。ここまでに述べたところを遵守して頂く事が、「ECHONETLite 商標及び ECHONETReady 商標」の強化及び保護につながります。

上記各項目に記載されていない項目については個別にエコーネットコンソーシアム事務局にお問い合わせ下さい。

以上

別紙 A

文字商標

但し、枠線は表示に含めないこととし、枠線の範囲内に他の文字、図柄を含めないこととします。

ECHONETLite 商標

ECHONETReady 商標

文字商標の青色は以下の色、または実質同色を使用するものとします。

プロセスカラー	C100% + M60%
大日本インキ	DIC-141
PANTONE カラー	PANTONE 293

別紙Ｂ－１

1．　ECHONET 図形商標との組み合わせ使用

2. 色変更

文字商標の青色は以下の色、または実質同色を使用するものとします。

プロセスカラー	C100% + M60%
大日本インキ	DIC-141
PANTONE カラー	PANTONE 293

別紙Ｂ－２

3. 反転

4. 背景色との関係

下記でいう「地色」とは商標が表示される枠線内の色をいう。

製品本来の地色の状態	表示する商標	許容される枠線範囲内の背景色
単色または単調色	組み合わせ商標および非反転商標	白色、地色
	反転商標	青色、黒色、地色
模様または色調が変化	組み合わせ商標及び非反転商標	白色、単色地色
	反転商標	青色、黒色、単色地色

文字商標の青色は以下の色、または実質同色
を使用するものとします。

プロセスカラー　C100% + M60%
大日本インキ　DIC-141
PANTONE カラー　PANTONE 293

別紙 C

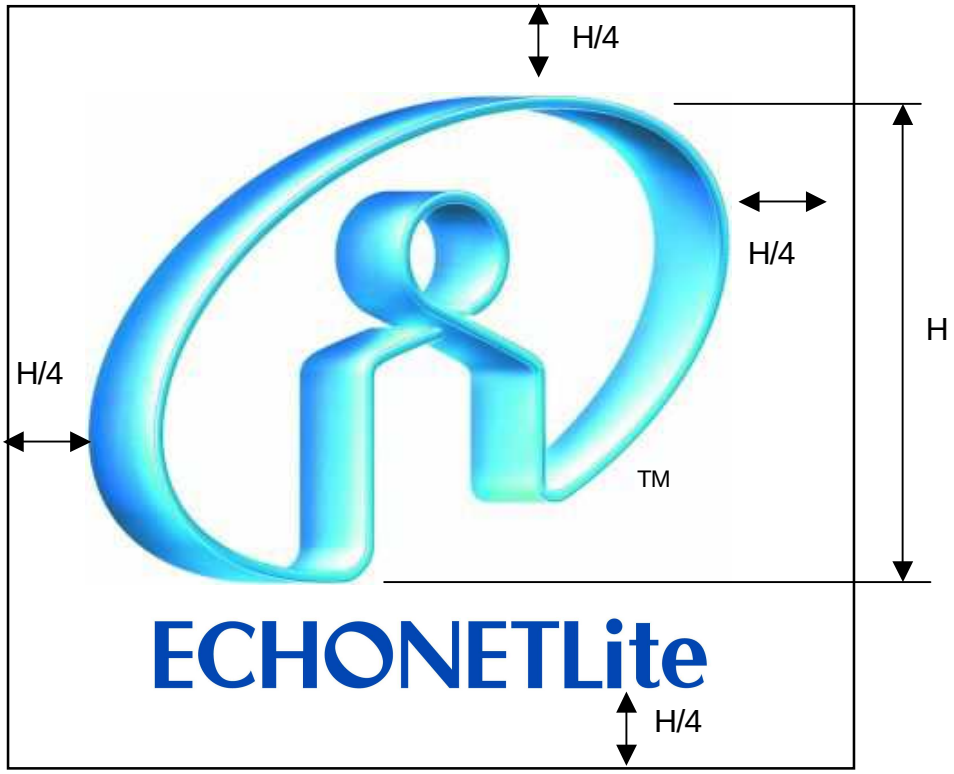

TM の表記

商標横寸法 40mm 以下の場合
書体：Helvetica Regular
大きさ：5 ポイント
文字と重なる場合は、「TM」表記を右に移動し、文字と重ならない位置に配置する。

文字商標の青色は以下の色、または実質同色を使用するものとします。

プロセスカラー	C100% + M60%
大日本インキ	DIC-141
PANTONE カラー	PANTONE 293